

諫早市

空き家バンク制度

空き家 バンク

とは

『諫早市空き家バンク』とは、市内の空き家の適切な管理の促進や有効活用のために、空き家の利用希望者に対して空き家の情報提供を行う制度です。所有者は空き家物件の情報を登録することができ、利用希望者は登録された空き家情報を市役所やホームページ上で閲覧することができます。

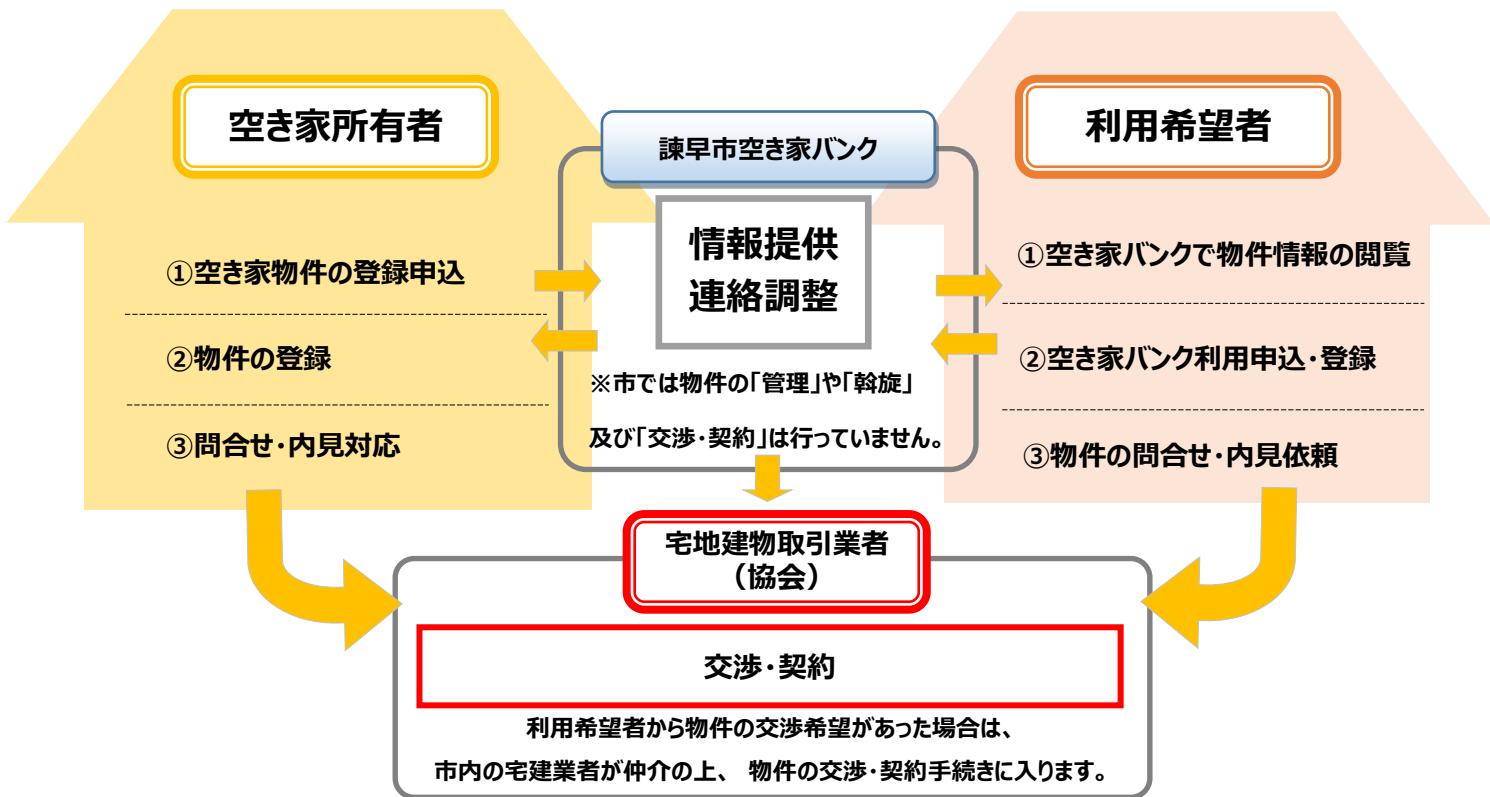


諫早市内に空き家物件を所有している方で、「売りたい」「貸したい」という方や、

空き家バンク登録物件の購入・賃借を希望される方は

ぜひ、空き家バンク制度をご利用ください。

空き家バンクの登録と利用の流れ



問合せ先：諫早市移住定住推進課

諫早市東小路町7-1

TEL:0957-22-1500

✉ iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



諫早市空き家バンク



登録手続きについて

空き家所有者

空き家の登録申込

「空き家バンク登録申込書(様式第1号)」及び「空き家バンク登録カード(様式第2号)」に必要事項を記入し、市移住定住推進課へ提出して下さい。(メール・郵送可)

申込受付

提出された書類をもとに、市職員が物件の現地確認を行い、利活用可能と判断した場合に登録となります。

空き家の情報提供

登録後、市ホームページ又は移住定住推進課にて物件情報を公開します。

問合せ・内見対応

利用希望者から内見希望があった場合は、市の担当者が日程調整の連絡を行いますので、立ち会いをお願いします。

希望調査書の確認

希望者から「物件(購入・賃借)希望調査書」が提出されたら、交渉の意思決定(交渉に入るかどうかの判断)をお願いします。

物件交渉・契約

希望者から「空き家利用申込書兼同意書(様式第13号)」の提出後、交渉開始です。

利用希望者

空き家情報の閲覧

市ホームページ又は移住定住推進課にて、空き家バンク登録物件の情報をご確認下さい。

利用希望の申込・登録

空き家情報の詳細や内見を希望される場合は、「空き家バンク利用希望申込書(様式第7号)」を提出して下さい。

問合せ・内見依頼

利用希望の物件があった場合は、物件のより詳しい情報の問合せや現地での内見が可能です。内見希望時には移住定住推進課から所有者に連絡をとり日程の調整を行います。

希望調査書の提出

内見後に購入や賃貸を希望される場合は「物件購入(賃貸)希望調査書」を提出して下さい。

物件交渉・契約

所有者が交渉に入る意思決定を行った場合は、その後に「空き家利用申込書兼同意書(様式第13号)」を市へ提出し、交渉開始となります。

空き家所有者・利用希望者の登録要件

空き家の登録要件

下記の全てに該当する空き家であること

- 諫早市内の空き家であること
- 空き家の売買及び賃貸を目的に建てられていない個人又は法人の所有である物件
- 土地及び建物の所有者が同一である物件
- 相続及びその他所有権以外の設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- 共有名義の場合は名義者全員の承諾が得られている物件
- 宅地建物取引業者と売買等の媒介契約をしていないこと

利用希望者の登録要件

下記の全てに該当する方であること

- 地域住民と協調して生活できる方
- 空き家の転売及び転貸を目的としない方
- 市県民税等を滞納していない方
- 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

空き家バンク利用登録者支援補助金

「諫早市空き家バンク」に登録された空き家を購入し、かつ、改修して居住する方や、空き家を賃借して居住する方に対して、その改修費や家賃(最大12ヶ月分)を補助する制度です。

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・飯盛西 小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月